

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県健康福祉部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害児通所支援事業所）の
使用制限等の解除後の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく施設の使用制限等（休業）の協力要請の解除後については、新型コロナウイルス感染症は、当面の間、常に再流行のリスクが存在することから、各事業所におかれましては、児童生徒の安全確保のため、感染拡大防止を徹底の上、下記によりサービス提供開始等にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 サービスの提供について

これまで、休業における対応として、保護者が家庭にいることが可能な場合等は児童に通所の利用を控えていただくよう要請しておりましたが、当該児童が利用を再開されることとなるため、一層の感染拡大防止を徹底の上、サービスの提供を開始いただきますようお願いいたします。

2 サービスの提供開始時期

事業所にて受け入れ体制が整い次第、サービス提供を開始願います。

3 児童の受入に当たっての感染防止対策について

児童への支援に当たっては、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付け厚生労働省事務連絡）、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年3月19日付け厚生労働省事務連絡）、「社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について」（令和2年3月25日付け厚生労働省事務連絡）、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡）等を踏まえ、引き続き感染拡大防止に努めていただくようお願いいたします。

4 県の財政支援について

休業要請時点（4月10日）で事業所を利用していた児童が、休業要請後に事業所の利用（代替サービスを含む。）を停止しており、今回の休業要請の解除により通常の通所サービスの利用に復帰されるまでの間（ただし5月31日までとします。）は、事業所において受け入れ体制の準備が必要であることから、市町村を通じた支援の「障害児通所支援事業所継続支援事業（県単）」（休業により利用しなかった児童に係る基本報酬相当額の補助）について、補助対象とします。

5 代替サービスの提供について

児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれて事業所を欠席する場合は、代替サービスとして、児童の居宅訪問や電話、スカイプ等で健康管理や相談支援を行う等、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供していると市町村が認めた場合に報酬の対象とする取扱いが引続き可能です。

6 留意事項

学校等については、6月1日からの分散登校による再開が予定されているため、6月1日以降の放課後等デイサービスの対応については、別途通知します。

<参考資料>

- ・「放課後等デイサービス等に関する支援（市町村への補助に係る時系列整理）」

【4 県の財政支援に関することを除く】

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	山 中・岩 垣
電 話	058-272-1111 内 2615・2616		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

【4 県の財政支援に関すること】

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課地域生活支援係		
係 長	堀 部	担 当	井 藤・金 子
電 話	058-272-1111 内 2621		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		